

令和 6 年度芽室町議会基本条例検証シート集計表

【検証結果の基準】

- ① 条文に従いこれまでどおり取り組む
- ② 改善・拡充に向け新たに取り組むを検討
- ③ 今回の検証をもとに条文を改正
- ④ 条文の表現や字句を整理
- ⑤ その他

条 項	検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み
	①	②	③	④	⑤					
前文	15	0	1	0	0	<p>地方議会は、二元代表制のもとで、行政機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指しています。</p> <p>芽室町議会（以下「議会」といいます。）は、町民によって選ばれた議員（以下「議員」といいます。）で構成し、本町の最高規範である芽室町自治基本条例（平成19年芽室町条例第3号）による議会の役割と責務に基づき、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「町長等」といいます。）と緊張関係を保持しながら、町の最高意思決定機関であることを認識し、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展のために活動します。</p> <p>また、議会は合議制の議事機関であり、町民への積極的な情報の公開、共有と説明責任の遂行により、町民の意思を的確に把握し、自由かつ適当な討議を通じて、最も有益な結論に導いていく責務があります。</p> <p>議員は、研鑽を積み、町民参加を基本としてまちづくりを推進する責務があります。</p> <p>よって、議会の公正性・透明性を確保するとともに、「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指し、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定します。</p>	改正の必要なし	前文は条例の趣旨、条例制定の目的、あるいは、基本原則を示したものであり、10年経過した条例について点検が必要。	出された意見（将来を見据えた視点）についてあらためて全議員で協議する。	
	(記述)									
	②									
	③ ・前文は、議会の決意表明であり当議会のあるべき姿や進むべき方向性について記すものであり、将来を見据えた視点についても協議し改正も必要でもないか。									
	④									
⑤										
第1条 目的	16	0	0	0	0	<p>この条例は、議会が果たすべき自主的かつ自律的な運営を実現するための基本的な事項を定め、議会の役割を明確にするとともに、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展に寄与することを目的とします。</p>	改正の必要なし			
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
⑤										
	16	0	0	0	0	<p>議会は、町民の代表としての負託と信頼に応え、大局的な視点から意思決定し、真の地方自治の実現に取り組めます。</p>	改正の必要なし			
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
⑤										

条 項	検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み		
	①	②	③	④	⑤							
第2条 基本理念	16	0	0	0	0	2 議会は、町政運営に関する監視、調査、政策形成及び提言機能を併せ持つ機関としての責任を果たします。	・政策討論会の実施	改正の必要なし				
	(記述)											
	②											
	③											
	④											
	⑤											
	14	2	0	0	0	3 議会は、予算及び決算をはじめとする町政に係る様々な事項に対し、議事機関としての責任を果たします。	・予算の一部修正などの機能を明確すべきだ ・「議会」として予算の議決や決算認定する(した)過程における議員間討議が必要と考える	改正の必要なし	政策サイクルについて意識しながら取り組むことが必要	今後も政策サイクルについては、活性化策等に掲げて取り組む必要がある		
	(記述)											
	② ・過去に行った先進地視察からの学びを試行してみる。決算認定後、常任委員会等での議員間討議、必要に応じた政策提言をもって次期予算に反映させる等の政策サイクルをまわす											
	③											
④												
⑤												
16	0	0	0	0	4 議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化並びに活性化に取り組み、議会力及び議員力を強化します。		改正の必要なし					
(記述)												
②												
③												
④												
⑤												
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border-bottom: 1px solid black;"></div> <div style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black;">           議会は、全ての会議を原則公開するとともに、民主的かつ効率的な 議会運営のもとに、次の活動を行います。         </div> </div>												
16	0	0	0	0	(1) 議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行うこと。	・町からの情報提供が適時と感じられない事もある	改正の必要なし					
(記述)												
②												
③												
④												
⑤												
16	0	0	0	0	(2) 町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制すること。	・個々の議員の伝えるツールと学習強化が必要	改正の必要なし					
(記述)												
②												



条 項	検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み
	①	②	③	④	⑤					
第5条	15	0	0	0	1	(3) 委員長は、副委員長と協議のうえ、委員会の秩序保持に務め、効率的な議事の整理を行い、委員会の事務をつかさどること。		改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
	⑤ ・立場上違うので、特になし									
	15	0	0	0	1	(4) 委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たっては、論点、争点等を明確にすること。		改正の必要なし		
	(記述)									
②										
③										
④										
⑤ ・立場上違うので、特になし										
議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき活動します。										
15	0	0	0	1	(1) 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。		改正の必要なし			
(記述)										
②										
③										
④										
⑤ ・立場上違うので、特になし										
15	1	0	0	0	(2) 議員は、議員相互間の討議を重んじて活動すること。	・ 反対意見を言う場がないし、言いにくい事もあり、総じて決定事項に反した活動となる ・ 討議する場の確保	改正の必要なし			
(記述)										
②										
③										
④										
⑤										
15	0	0	0	1	(3) 議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動を行うこと。	・ 議員間で格差が生じている				
(記述)										

条 項	検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み			
	①	②	③	④	⑤								
		②						改正の必要なし					
		③											
		④											
		⑤	・町政の課題全般なので、この条文で良いと思うが個々の課題把握については各層、世代別といった町民の意思聴取も必要										
	16	0	0	0	0	(4) 議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指して活動すること。					改正の必要なし		
	(記述)	②											
	③												
	④												
	⑤												
第6条 議員研修の充実強化	15	1	0	0	0	議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、別に定める芽室町議会議員研修要綱（平成24年3月30日制定）に基づき、議員研修を実施します。	・個々が学習するものまで議員研修をする必要がない ・課題、問題ありでは個々の学習事項のチョイスが良い ・議員としての意識改革が必要	改正の必要なし					
	(記述)	②											
		③											
		④											
		⑤											
	16	0	0	0	0	2 議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員研修計画を策定し、研修会及び研究会などを積極的に開催します。					改正の必要なし		
(記述)	②												
	③												
	④												
	⑤												
第7条 議員の政治倫理	16	0	0	0	0	議会は、芽室町議会議員政治倫理条例（平成24年条例第33号）に基づき、議員は、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使しません。		改正の必要なし					
	(記述)	②											
		③											
		④											
		⑤											
	16	0	0	0	0	議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保します。							

条 項	検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み
	①	②	③	④	⑤					
第8条 町民参加及び町民との連携	(記述)							改正の必要なし		
	②									
	③									
	④									
	⑤									
	14	1	0	1	0	2 議会は、本会議及び委員会並びに全員協議会（以下「議会の諸会議」といいます。）の日程及び内容は、事前に町民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有します。	・ホームページ以外での周知が不足している	改正の必要なし	第9条2項と同様、多様な広報手段について検討する	
	(記述)									
	②	・既存の発信媒体を活用する								
	④	・町民に周知する内容は、議件の表題のみでも良いのではないかと（マスコミ対策の一つとして）								
	⑤									
14	2	0	0	0	3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映します。	・軽微に活用できる仕組みが必要 ・重要事項議決に際して必要と感じた ・公聴会制度は活用していない ・公聴会がそもそもどのような時に開催すべきなのか、イメージがつかない	改正の必要なし	公聴会制度について、どのよぶな場面で活用できるのかなど学ぶ機会が必要	公聴会制度について学ぶ機会を検討する	
(記述)										
②	・制度活用のための開催要領などの制定									
③										
④										
⑤										
16	0	0	0	0	4 議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付け、審査においては、提案者の意見を聴く機会を確保します。		改正の必要なし			
(記述)										
②										
③										
④										
⑤										
11	2	2	0	1	5 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。	・開催することが目的となっているケースもうかがえる ・開催時のテーマに拘りすぎている ・実施規定で定める第2条「意見交換会の種類」が共通理解されていない ・先に制定された「議会報告と町民との意見交換会」実施規定で議論になっている地域との意見交換会の実施	改正の必要なし	対象や手法については今後も協議・検討が必要	関連規程について検証し、必要があれば改定する	
(記述)										
②	・町民の普段の生活から感じている意見を聴取する機会（時間）を増やす ・実施規定の確認、必要であれば改正									
③	・町政の重要案件に関する意見交換の場や研修会の適時開催。毎年開催は削除。議会報告は広報紙で丁寧に ・広く町民の意見を聴取する仕組みは他にもあることから毎年開催に縛られなくてもよいのではないかと									

条 項	検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み	
	①	②	③	④	⑤						
	④										
	⑤	・基本条例では、意見交換会の開催とあり条文の改正の必要はないが、関連事項として実施規定の検証が必要ではないか									
第9条 議会広報の充実	16	0	0	0	0	議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知します。		改正の必要なし			
	(記述)										
	②										
	③										
	④										
	⑤										
	12	3	1	0	0	2 議会は、情報通信技術（ICT）の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会が持つSNSツールが十分活用できていない</li> <li>・多様な広報手段は、現在使用している手段以外の手段も検討の余地があると思う。また、会議の実施状況や視察の報告に加え、コンテンツとして町民ニーズを捉えた広報活動が必要だと感じる</li> <li>・公式SNSの活用が停滞している</li> <li>・会議資料等への活用が進歩していない</li> </ul>	改正の必要なし	SNSツールが十分に活用できていない現状がある。また電子黒板の活用についてもさらなる研究が必要	SNSツールの検証及び多様な広報手段について検討する	
	(記述)										
	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年世代に向けた情報発信手段を検討する</li> <li>・閲覧数などの分析や本来の目的達成のために如何に活用するか再検討が必要</li> <li>・電子黒板の活用や傍聴資料のデジタル配信など</li> </ul>									
	③	・当然、行政に関心を持つことは重要であるが、議会への関心を持つ視点も必要									
④											
⑤											
議会白書	14	2	0	0	0	議会は、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報に共有は難しい</li> <li>・簡素なものにしなければ町民は見ないと思う</li> <li>・条項部分に（議会白書、議会の自己評価）とあるが、「自己評価」の捉えがいつも課題になるため整理が必要。「議会の活動評価」等と文言を改めたほうがわかりやすい</li> </ul>	改正の必要なし			
	(記述)										
	②										
	③										
	④										
	⑤										
	13	1	1	1	0	2 議会は、議会の基礎的な資料・情報、議会の評価等を1年ごとに調製し、議会白書として町民に公表します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今のスタイルでは町民は見ないと思う</li> <li>・公表はしているが、見ている町民は限りなく少数</li> </ul>	改正の必要なし	「議会の自己評価」とは何を指すのか明確でない	文言整理について検討する	
	(記述)										
	②										
	③	・4年に1回でいい									
④	・議会の評価とは、議会基本条例の検証なのか、次項の活性化策を指すのかわかりにくいので文言整理が必要と思う										

条 項	検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み	
	①	②	③	④	⑤						
第10条 町、議会の自己評価	⑤										
	13	1	1	1	0	3 議会は、議会の活性化に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表します。	・町民評価は改選ごとでいい ・公表はしているが、見ている町民は限りなく少数	改正の必要なし	「議会の自己評価」とは何を指すのか明確でない	文言整理について検討する	
	(記述)	② ・評価結果をすべて広報誌に掲載するのは不可能であるが「議会基本条例」を知っていただく意味で評価総括について掲載してはどうか									
	③	・4年に1回でいい									
	④	・議会の評価とは、議会基本条例の検証なのか、次項の活性化策を指すのかわかりにくいので文言整理が必要と思う									
	⑤										
	16	0	0	0	0	0	4 議会白書及び議会としての評価に関して必要な事項は、議長が別に定めます。		改正の必要なし		
(記述)	②										
③											
④											
⑤											
	16	0	0	0	0	町長等と議会は、それぞれの機関の特性を活かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持しながら行政を運営します。		改正の必要なし			
	(記述)	②									
	③										
	④										
	⑤										
	16	0	0	0	0	0	2 議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行います。		改正の必要なし		
	(記述)	②									
	③										
	④										
	⑤										
15	1	0	0	0	0	3 議員は、一般質問等に当たっては、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開します。		改正の必要なし			
(記述)	② ・町の政策をめぐる論点、争点を明確にし、政策論争するのが一般質問										
③											

条 項	検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み	
	①	②	③	④	⑤						
第11条 町長等と議会、議員の関係											
	14	2	0	0	0	4 議員は、一般質問の通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答弁書が端的に欠ける</li> <li>・再質問以降、深みのある質疑が難しい</li> <li>・質問者のみに答弁書が配布される</li> </ul>	改正の必要なし			
	(記述)										
	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前々日までに答弁書が質問者に渡るようにしてほしい</li> <li>・答弁書がどのような書類なのか定義が曖昧</li> </ul>									
	③										
	④										
	⑤										
	15	1	0	0	0	5 議員は、二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会に適時に審議会等の報告がない</li> </ul>	改正の必要なし			
	(記述)										
	②										
	③										
	④										
	⑤										
	16	0	0	0	0	6 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長及び執行機関の長並びに職員（以下「町長等執行機関の長等」といいます。）は、議員の質疑及び質問に対して、議長及び委員長の許可を得て、論点、争点を明確にするため反問することができます。		改正の必要なし			
	(記述)										
②											
③											
④											
⑤											
16	0	0	0	0	7 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長等執行機関の長等は、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、議長又は委員長の許可を得て、反論することができます。		改正の必要なし				
(記述)											
②											
③											
④											
⑤											

条 項	検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み
	①	②	③	④	⑤					
第12条 政策形成過程等	15	1	0	0	0	<p>議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定においては、その水準を高めるため、次に掲げる政策形成過程を論点として審議します。</p> <p>(1) 政策等の発生源  (2) 検討した他の政策等の内容  (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討  (4) 総合計画の実行計画及び個別計画における根拠又は位置付け  (5) 関係ある法令及び条例等  (6) 政策等の実施に関わる財源措置  (7) 総合計画上の実行計画及び将来にわたる政策等のコスト計算</p>		改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
⑤										
第12条 政策形成過程等	16	0	0	0	0	<p>2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行います。</p>	・議員間の格差がある	改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
⑤										
第13条 評価の実施	16	0	0	0	0	<p>議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等（計画、政策、施策、事務事業等）の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行います。</p>	・評価するための資料等が乏しい	改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
⑤										
第13条 評価の実施	14	2	0	0	0	<p>2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示します。</p>	<p>・「評価結果」は、議決前の各議員による賛否討論と議決結果しかなく「議会の評価結果」とするには十分ではない</p> <p>・「評価結果」の整理</p>	改正の必要なし	政策サイクルについて意識しながら取り組むことが必要	今後も政策サイクルについては、活性化策等に掲げて取り組む必要がある
	(記述)									
	②						<p>・決算を起点とした政策サイクルをまわせるよう、節目ごとに議員間討議を行い「議会のマイルストーン」を町長に示すことが重要</p> <p>・決算から予算へ連動するために改めて何が必要かの協議</p>			
	③									
	④									
⑤										

条 項	検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み
	①	②	③	④	⑤					
第14条 議決事項の拡大	15	0	1	0	0	議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第96条第2項の議決事件について、次のとおり定めます。 (1) 芽室町総合計画に係る基本構想及び実施計画 (2) 定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告 (3) 芽室町都市計画マスタープラン		改正の必要なし	議決事項について見直しを行ったが、他に拡大するものがないか協議はしていない	あらためて全議員で検証する
	(記述)									
	②									
	③ ・他に拡大するものは無いのか、協議も必要									
	④									
⑤										
第15条 文書質問	16	0	0	0	0	議員は、通年議会制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問を行うことができます。		改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
	⑤									
	16	0	0	0	0	2 議会は、文書質問の通告文及び町長等の回答文を、議会だより、議会ホームページ等により町民に公表します。	・広報誌の掲載の文量も整理	改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③									
④										
⑤										
16	0	0	0	0	3 文書質問について必要な事項は、芽室町議会議事条例（平成24年条例第32号。以下「会議条例」といいます。）で定めます。		改正の必要なし			
(記述)										
②										
③										
④										
⑤										
	15	1	0	0	0	議会は、議員による討議の場であり、議員相互の討議を中心に運営します。	・否定や反対する意見を述べる事が難しく、活発な自由討議ができていない	改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
③										

条 項	検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み	
	①	②	③	④	⑤						
第16条 自由討 議による合意 形成											
	16	0	0	0	0	2 前項の規定に基づき、本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとし、議員間で活発な討議を行います。		改正の必要なし			
	(記述)										
	②										
	③										
	④										
	⑤										
	16	0	0	0	0	3 議会は、委員会における委員外議員が発言できる機会を保障します。		改正の必要なし			
	(記述)										
	②										
	③										
④											
⑤											
15	1	0	0	0	4 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たします。	・自由討議の場が無かった ・議論不足は否めない	改正の必要なし	自由討議（議員間討議）の充実を図る			
(記述)											
② ・討議が為されるかどうかは別としてその機会は確保するべき											
③											
④											
⑤											
15	1	0	0	0	5 議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行います。	・議会事務局の協力が Needed が、事務局への負担増につながる ・結果が出ていない	改正の必要なし				
(記述)											
②											
③											
④											
⑤											
15	1	0	0	0	議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上を図るため、議員政策討論会を開催します	・今もあるが、重要事項の議員小グループ討議の開催増が必要 ・政策討論会の実績が少ない	改正の必要なし	政策サイクルについて意識しながら取り組むこと	今後も政策サイクルについては、活性化策等によって取り組むこと		
(記述)											
② ・政策討論会実施の成果を有効に反映するためのスケジュールを意識した議会運営が必要											

条 項	検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み	
	①	②	③	④	⑤						
第17条 議員政策討論会の開催									が必要	に拘り取り組む必要がある	
	15	1	0	0	0	2 議員政策討論会について必要な事項は、議長が別に定めます。					
	(記述)								改正の必要なし		
第18条 適正な議会費の確立	15	0	0	1	0	議会は、議会費について、一定の標準率などを用いて適正な議会活動費の確立を目指します。			改正の必要なし		
	(記述)										
	15	1	0	0	0	2 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算を確保します。	・議員の視察など、適正な議員健康管理での宿泊日数などに欠如している		改正の必要なし	現在行っている「政務活動費」の議論の中で検討する	
	(記述)										
第18条 適正な議会費の確立	16	0	0	0	0	3 議会は、議長交際費を含めて、議会費の用途等を議会だより及び議会ホームページ等により町民に公表します。			改正の必要なし		
	(記述)										
第18条 議長、副議長	15	0	0	0	1	議会は、議長、副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けます。	・所信説明は端的で、3分以内の時間制限をする				
	(記述)										

条 項	検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み
	①	②	③	④	⑤					
第19条 議長志願者の所信表明	②							改正の必要なし		
	③									
	④									
	⑤									
第20条 附属機関の設置	16	0	0	0	0	議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置します。	・諮問機関をもっと設置して良いのでは	改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
	⑤									
	16	0	0	0	0	2 附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めます。		改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
③										
④										
⑤										
第21条 調査機関の設置	16	0	0	0	0	議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第100条の2の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置します。	・嵐山の問題など100条1委員会の設置を検討してもよかつたのでは、設置在りでなく	改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
	⑤									
	16	0	0	0	0	2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えます。		改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
③										
④										
⑤										
16	0	0	0	0	3 調査機関に関し必要な事項は、会議条例で定めます。					

条 項	検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み
	①	②	③	④	⑤					
	(記述)									
	②							改正の必要なし		
	③									
	④									
	⑤									
第22条 議会事務局の体制整備	16	0	0	0	0	議会は、法第138条第2項の規定に基づき、芽室町議会事務局を置きます。		改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
	⑤									
	14	0	1	1	0	2 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ります。なお、当分の間は、執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等を考慮します。	・議員の成りて増を考え、事務局機能、人数の増をはかり、議員の業務、出役減を	改正の必要なし	「当分の間」について、文言の整理必要	「当分の間」について、文言の整理について検討する
	(記述)									
	③					・議会事務局人数の明記を。5名以内（議員4人に1名を最低ラインとし）。同時に事務局権限、責務の強化				
	④					・なお、当分の間は、執行機関の～は必要か？				
⑤										
	16	0	0	0	0	3 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議します。		改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
第23条 議会図書室の	14	2	0	0	0	議会は、法第100条第18項の規定により、議会図書室を適正に管理し運営するとともに、その機能を強化します。	・オープンスペースにある議会図書室の活用について、新庁舎移転後検討がなされていない ・IT化の時代において議会図書室機能を強化することを目指す必要性は薄れている。現状を維持していくことでよい	改正の必要なし	議会図書室の活用の方向性について検討が必要	議会図書室の活用については今後の方向性について検討する
	(記述)									
	②					・より使いやすい議会図書室実現のための検討を行う				
	③									
	④									
⑤										

条 項	検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み
	①	②	③	④	⑤					
充実	13	1	0	1	1	2 議会図書室は、議員のみならず、町民、町長等においても利用することができます。	・周知が足りていない	改正の必要なし	議会図書室の活用の方向性及び条例の文言について検討が必要	議会図書室の活用については今後の方向性について検討する。文言について検討する。
	(記述)									
	②					・情報発信と展示方法などを芽室図書館との協力を得ながら検討する				
	③									
	④					・「町長」の字句の整理が必要と感じる				
⑤					・町長等とあるので問題はないが、職員という表現もあるのではないか					
第24条 議会改革及び活性化の推進	15	0	0	1	0	議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めます。	・改革及び活性化に努めるとともに、町民に取組をより知っていただく工夫が必要と思う	改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
	⑤									
	16	0	0	0	0	2 議会は、前項の改革に取り組むため、議会活性化計画を策定し、実行と評価について全議員で協議します。		改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
	⑤									
	16	0	0	0	0	3 議会は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査、研究等を行います。		改正の必要なし		
(記述)										
②										
③										
④										
⑤										
16	0	0	0	0	4 議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、速やかに調査、研究等を行います。		改正の必要なし			
(記述)										
②										
③										
④										

条 項	検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み
	①	②	③	④	⑤					
	⑤									
	15	1	0	0	0	5 議会は、議会モニター及び議会サポーターを設置し、提言その他の意見を聴取するとともに、議会運営に反映します。	・モニターは自ら志願するものだけが重要で、少なくともやむを得ない	改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③									
④										
第25条 災害時の対応	16	0	0	0	0	議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握すると共に、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行います。		改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
第26条 通年議会	16	0	0	0	0	2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応について必要な事項は、議長が別に定めます。		改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
第26条 通年議会	15	0	1	0	0	議会は、第24条の目的を達成し使命を果たすため、会期を通年とします。	・議員のなり手不足に、通年議会も影響している	改正の必要なし		
	(記述)									
	③						・通年議会の見直し検討（廃止在りきではない）。町議会の権能、業務の点検で			
	④									
	⑤									
第26条 通年議会	16	0	0	0	0	2 会期を通年とするために必要な事項は、会議条例で定めます		改正の必要なし		
	(記述)									
	②									

条 項	検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み
	①	②	③	④	⑤					
第27条 議会運営の原則										
	16	0	0	0	0	議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行います。		改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
	16	0	0	0	0	2 議会は、芽室町議会傍聴条例（平成24年条例第34号）に定める町民等の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行います。		改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
16	0	0	0	0	3 議会は、会議を定刻に開催し、会議を休憩する場合には、その理由、再開の時刻を傍聴者に説明します。		改正の必要なし			
(記述)										
②										
③										
④										
第28条 議員定数	13	2	1	0	0	法第91条第1項の規定に基づき、芽室町議会の議員の定数は、16人とします。	・ 前回の改選期で無投票だった事を詳細に検討すべき	改正の必要なし		現在行っている「定数」の議論の中で検討する
	(記述)									
	②					・ 本町の現状と将来・未来永劫の発展を鑑みた時に定数変更の事を議員間でもっと話し合いの時間を設ける。 ・ 定数についての議員間討議が必要				
	③					・ 14名				
	④									
	⑤									
16	0	0	0	0	2 議員定数の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分活用します。					
(記述)										

条 項	検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み		
	①	②	③	④	⑤							
第29条 議員定数	②							改正の必要なし				
	③											
	④											
	⑤											
	16	0	0	0	0	3 議員定数の改正については、法第 74 条第 1 項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。						
	(記述)											
	②						改正の必要なし					
	③											
	④											
	⑤											
第29条 報酬等	12	3	1	0	0	議員の報酬及び費用弁償並びに期末手当（以下「報酬等」という。）は、別に条例で定めます。				・ 出役、責務に見合わない ・ 期末手当等、職員と同様ない時期、率とする	改正の必要なし	現在行っている「報酬」の議論の中で検討する
	(記述)											
	②					・ 議員のなり手不足を考えた際に社会通念上の思考も必要と思われるので期末手当の時期は、一般社会と同等の時期が望ましいと考える。 ・ 現在の社会情勢に見合った報酬についての検討を進め、その実現に向けた取り組みをすすめる ・ 期末手当の支給方法について検討						
	③											
	④											
	⑤											
	15	1	0	0	0	2 前項に規定する条例においては、適正な報酬等の確立を期すため、報酬の標準率又は報酬額を示します。						
	(記述)											
	②					・ 前項と同様に社会通念上の適正な額について議員間で討議を重ねたい						
	③											
④												
⑤												
15	0	0	1	0	3 報酬等の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用します。		改正の必要なし	現在行っている「報酬」の議論の中で検討する				
(記述)												
②												
③												
④					・ 報酬等の改正に当たっては、社会性、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用します。							
⑤												

条 項	検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み
	①	②	③	④	⑤					
	16	0	0	0	0	4 報酬等の改正については、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。		改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
⑤										
第30条 最高規範性	16	0	0	0	0	この条例は、議会の最高規範であり、この条例に違反する条例、規則、規程等を制定しません。		改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
	⑤									
	16	0	0	0	0	2 議会及び議員は、この条例を遵守します。		改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
	⑤									
16	0	0	0	0	3 議会は、議会に関する憲法、法律、その他法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念、原則に照らして判断します。		改正の必要なし			
(記述)										
②										
③										
④										
⑤										
	14	0	1	0	1	議会は、1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、公表します。	・改選後1年目にはその成果、評価が難しい	改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③					・原則2年に回で、必要に応じて適時に実施、公表するとする				
④										

条 項	検証結果集計					条 文	取組状況・課題等	条文改正の必要性	分析・評価	今後の取組み
	①	②	③	④	⑤					
第31条 検証及び見直し手続	⑤					・議員のなり手不足を解消するためにもケースバイケースで検証が必要と考える				
	16	0	0	0	0	2 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めたうえで、この条例の改正を含めて適切な措置を講じます。		改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
	⑤									
	16	0	0	0	0	3 議会は、この条例を改正する際には、いかなる場合でも改正の理由、背景を町民に説明します。		改正の必要なし		
	(記述)									
	②									
③										
④										
⑤										